

協働事業提案制度における課題について

1. 事業の継続性

- ・次年度以降の事業継続が不安定
補助金交付は、1事業につき1回限り
- ・事業完了後の協働体制
制度としての事業終了に伴い、以降の市との協働は、担当部署で判断している。
事業完了後に行う事業評価は反映されていない。

2. 手続きの煩雑さ

- ・提出書類
 - ①提案書類
 - ②補助金申請書類
 - ③実施完了後の報告書類（完了報告書及び補助金実績報告書）
- ・公開プレゼンテーションや事業報告会への参加

3. 提案事業数の減少

- ・書類審査を通過した提案事業の件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
市民提案型協働事業	2	1	4	2	1
行政提案型協働事業	0	3	0	0	0
アイデア提案	5	0	0	0	0

4. 協働事業の要件の欠如

- ・協働事業の要件（富士見市協働事業提案制度実施要綱第4条）
次に掲げる要件を全て満たす事業
 - （1）市内で実施される公共的又は公益的な事業であって、地域課題の解決を図ることができるものであること。
 - （2）市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果を期待することができること。
 - （3）協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果を期待することができること
 - （4）協働事業を提案する者が当該事業の実施を担うこと。

- ・申請について相談あったが、上記要件を満たさなかった件数（令和元年度）

相談のみ	3
申請後、書類審査非通過	1